

# 総務常任委員会

令和7年12月11日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

○横田 敏文	伴 吉晴	嶋田 善行
宮崎 和彦	木澤 正男	
中川 議長		

## 2. 欠席委員

○小城 世督

## 3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	山本 潤
政策財政課長	中尾 歩美	同 係 長	木戸 貴大
同 係 長	辻 祥明	税 務 課 長	真弓 啓
同 係 長	栗巢 仁也	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	松本 暢之	生涯学習課長補佐	今田 善友

## 4. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 宮崎委員、木澤委員

副委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますのでただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、小城委員長から欠席の通告をお受けしておりますので、私が職務を代行しますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

副委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、宮崎委員、木澤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第46号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政

おはようございます。

課長

それでは、付託議案（1）議案第46号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

政策財政

本条例の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって、説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

課長

それでは、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例は、ICTを使って行政手続をオンライン化し、町民や事業者の負担を減らすとともに、行政の仕事をシンプルかつ効率的にすることで、暮らしの質を高めることを推進するために、制定するものであります。

1. 主な制定内容、（1）電子情報処理組織による申請等でございます。

書面による提出が定められた手続でも、オンライン申請・届出を可能とするもので、オンラインによる申請・届出は、町のシステムに記録された時点で町に到達したものとみなし、署名・押印のマイナンバーカード等による代替、手数料のオンライン決済対応に対応するものいたします。ただし、対面確認や原本確認が必要な部分は書面等で実施し、その他はオンラインで手続を行うものいたします。

（2）電子情報処理組織による処分通知等でございます。

許認可などの通知は、受け取る人が同意すれば、オンラインでの受け取りを可能とするもので、オンラインによる通知は、書面による通知と同じ効力を持つとともに、相手側のシステムに記録された時点で到達したものとみなし、署名が必要な場合も電子署名等で代替可能といたします。ただし、対面確認や原本交付が必要な部分は書面等で実施し、その他はオンラインで手続を行うものとしします。

（3）電磁的記録による縦覧等でございます。

公表資料の縦覧や閲覧は、関連する電子データやその内容を記した書類で提供可能とするもので、オンラインでの縦覧・閲覧は書面による縦覧と同じ効力を持つものとしします。

（4）電磁的記録による作成等でございます。

町が作成・保存する文書は電子データでの作成・保存を可能とするもので、オンラインで作成・保存した文書は書面と同じ効力を持ち、署名等が必要な場合も電子署名等で代替可能とします。

（5）適用除外でございます。

虚偽がないか対面で確認が必要な手続、許可証の原本を事業所に備え付ける必要がある手続など、オンライン実施が適当でないものは対象外とすることができます。なお、すでに別の条例で独自にオンラインによる方法が定められている手続は、本条例の適用外とします。

（6）添付書類の省略でございます。

住民票の写しや登記事項証明書等、通常は添付が必要な書類でも、町がオンラインで必要情報を取得・参照できる場合は、添付を省略できるものとしします。

2. 施行期日でございますが、令和8年4月1日から施行いたします。

以上、斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 第5条関係のところ、電子記録による縦覧等ですね、よく選挙人名簿で閲覧されていると思うんですけど、それはこれができるというものの紙のやつ以外にも他に方法ができる。

副委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 閲覧手続きには、おっしゃいますように選挙人名簿の閲覧ですとか、住民基本台帳の閲覧などが含まれますけど、そちらにつきましては、厳格な本人確認、窓口であっての本人確認が必要であると考えておりますので、電子化は行わずに通常、現状通りの取り扱いとさせていただきますと予定としております。

木澤委員 わかりました。あともう1点なんですけど、書類関係の保存期間ですね、5年とか10年とかありましたけど、電子になるとかさばることはないんで、保管するのにスペースを必要としないとは思うんですけど、保管期限というのはどうなるんですか。

政策財政課長 文書の保存年限につきましては、紙文書と同じ取り扱いでさせていただきますと予定しております。データになりましてもやはりデータの保存、データベースの保存量にももちろん限りがございますので、永年保存ですとか、30年保存ですとか、文書の年限については同じ考えで実施してまいります。

副委員長 ほかにございますか。 伴委員。

伴委員 最後の施行期日、これ令和8年4月1日という形に、結構期間がそんなにない、

これを一気にやられると考えられているか、8年からぼちぼちとこうしていくのかちょっとそのあたり教えてください。

副委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 本条例につきましては、あくまでもこういうことができるというものですので、順次、電子申請化のシステムができあがったものから、順次進めていくということで、令和10年4月から原則すべての手続きが電子化できるようにということで、順次進めてまいりたいと考えております。

伴委員 よくわかりました。それと代理申請、今まで書面であれば、代理人や言う形で、私やったら高齢の母親の代理によくなって、ここで申請させてもおたりするんですけど、この場合でしたら、マイナンバーカード、母親の場合、私が取得してれば、勝手にパソコンで母親の代わりにというような感じの考え方でええわけでしょうか。

政策財政課長 本来でしたらご本人さんがということにはなりますけれども、そのあたりを、本人確認をどこまで厳格にするのかというのは、手続きによって異なってくると思われます。マイナンバーカードの交付でしたら必ず本人確認を直接行ってということが法で決まっておりますので、そういったものについては従来通り来ていただいてという形になりますけれども、マイナンバーカードというものを本人確認手続きで、電子申請で使用するということになれば、それはちょっとそこまで本人がされているのか、代わりに家族の方がされているのかというところまでは確認できませんので、マイナンバーカードを用いて申請されたということであれば、その手続きがご本人がされたという形で申請されたものとみなしていく形になると思います。

伴委員 結構です。

副委員長 嶋田委員。

嶋田委員 ただ今の代理人の関係ですけれども、士族、弁護士さん、行政書士、司法書士さん、その場合の申請はどうなりますか。

副委員長 中尾政策財政課長。

政策財政 その手続きにつきましては、従来通りオンラインによる手続きは難しいと考えて  
課長 おりますので、代理申請につきましては、書面での申請という形でさせていただく  
こととしております。

副委員長 ほかにございますか。

( な し )

副委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異  
議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号については、当委員会として満場一  
致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第47号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例につい  
てを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 おはようございます。

課長 それでは、1.付託議案の(2)議案第47号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議  
会等設置条例についてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教委総務 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせてい

課長

ただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。それでは、議案書末尾、斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（要旨）をご覧ください。

本条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本町が設置する斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるため、制定するものであります。

1. 主な制定内容についてであります。

はじめに、（1）斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会の設置（第2章関係）についてであります。

斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

委員は10人以内とし、教育委員会事務局、町立学校、奈良県こども家庭相談センター、奈良地方法務局、奈良県警察に所属する職員等から教育委員会が委嘱します。

次に、（2）斑鳩町いじめ問題対策審議会の設置（第3章関係）についてであります。

斑鳩町いじめ問題対策審議会を設置し、教育委員会の諮問に応じて、町及び町立学校のいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に基づく事務事業の実効性検証やいじめ重大事態に係る事実関係の調査を行います。

委員は5人以内とし、法律、医療、心理、福祉又は教育等の有識者から教育委員会が委嘱します。

次に、（3）いじめ問題調査委員会の設置（第4章関係）についてであります。斑鳩町いじめ問題調査委員会を設置し、町長の諮問に応じて、教育委員会等が実施したいじめ重大事態に係る調査の結果について、必要な追加調査を行います。

委員人数や構成等は、斑鳩町いじめ問題対策審議会の規定を準用し、町長が委嘱します。

続きまして、2. 施行期日等についてであります。

（1）施行期日についてであります。令和8年4月1日から施行します。

裏面をご覧くださいませでしょうか。

次に、（2）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例を一部改正し、委員の報酬を斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会の委員については、月額5,000円、斑鳩町いじめ問題対策審議会の委員及び斑鳩町いじめ問題調査委員会の委員については、月額8,000円と定めます。

以上、1. 付託議案(2) 議案第47号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 いじめ問題の対策ということなんで、設置することは必要かなというふうに思うんですけど、これを見せていただいて、ちょっとイメージつきにくいんですけど、連絡協議会があって、問題対策審議会があって、調査委員会があると、対策審議会と調査委員会ができることって、同じ内容になっているんですけど、これメンバーという連絡会のメンバーと審議会のメンバーと調査委員会のメンバーと全部違う形になるのか、ちょっとその辺教えていただけますか。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 まず、いじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましては、いじめの防止のため学校等関係機関の10人以内で構成して、これらの機関については平時から連携して協議する場として位置づけるもので関係機関の職員等が主に委員となることを想定しているものでございます。次にいじめ問題対策審議会につきましては、特にいじめ重大事態が発生した時の第三者委員会としての機能を有するものということで、法律、医療、心理、福祉、または教育、これら専門家の方のほうに委嘱を行って調査を行っていただくということを想定しております。次に、いじめ問題調査委員会につきましては、教育委員会が行ったいじめ重大事態に係る調査に対して、町長の方が追加調査をする必要があると認めた場合につきましては、先ほどと同じような、法律、医療、心理、福祉または教育に関する有識者を新たに委員として委嘱をされて再調査をしていくというような形で、それぞれ3つの審議会等につきましては、委員構成、委員の方については異なってくるということで考えております。

木澤委員　　そうするとこの中にですね、学校の先生とか町の職員さんが入るってようなケースはどうなんでしょうか。

教委総務課長　　いじめ問題対策連絡協議会につきましては、学校であったり教育委員会の職員の方が委員として委嘱するということは想定しておりますが、いじめ問題対策審議会であったり、いじめ問題調査委員会につきましては、どちらかといいますと事実関係の調査という形で、教育委員会の事務局はその審議会の事務局として参画することとなって、また学校等につきましては、ヒアリングの対象になったりというような形の役割を果たすものと考えております。

木澤委員　　これまでも教育委員会の方で、そういうふうに思われる案件があった時には対応していただけてきましたけど、これつくることによって、もっと踏み込んでできるようになるとか、そういうことはあるんでしょうか。

教委総務課長　　まずは教育委員会の方で、これまでからもいじめの防止という形、またいじめの早期解決に向けて対応を図っていたところでありますけれども、いじめ重大事態が発生した場合につきましては、どうしても第三者機関ということで利害関係のない方々が専門的な調査をすることによって、客観的な視点でその事実関係を調査して、再発防止等に向けた提言を教育委員会にさせていただけるというような形になりますんで、よりそういった複雑な案件につきましては、いじめに対する関係者、保護者等の理解を得たりまた再発防止に資するものということで考えております。

副委員長　　ほかにごございますか。　　嶋田委員。

嶋田委員　　ちょっと教えてほしいの、第7条でね、ただし、会長が選出されていないときというのはどういう時なんですか。

副委員長　　仲村教育委員会総務課長。

教委総務　　こちらにつきましては、条例が施行されて対策審議会の方が1回も開催されてい

課長 ない場合、第1回目となる場合につきましては、教育委員会の方が招集をさせていただくという趣旨の規定でございます。

嶋田委員 わかりました。教育委員会が委嘱する対策審議会、町長が委嘱するいじめ問題調査会ということで、重大事案が発生したときには、まずいじめ問題対策審議会が対応すると、それで不満があれば町長がいじめ問題調査会を発動すると、そういう解釈でええわけですか。

教委総務課長 いじめ重大事態が発生した場合につきましては、調査主体については教育委員会がこのいじめ問題対策審議会に審議するか、もしくは学校の方で審議するかということの調査主体を決定するということになります。そしてそれぞれのいずれかが調査を行った結果を町長の方に報告をさせていただいて、町長の方がこの重大事態の対処、又は同種の事態の発生の防止のため必要であると認める場合につきましては、このいじめ問題調査委員会を立ち上げて再調査、追加調査を行うというような形の流れになるかと思えます。

嶋田委員 わかりました。僕もこれ読んで、なんかイメージできない部分がいっぱあったんですけれども。ということは、要は教育委員会が委嘱するいじめ問題対策審議会がしっかりと機能していれば、町長が委嘱する部分については別段出る幕はないということを解釈していいわけですか。

教委総務課長 このいじめ問題対策審議会による調査の結果、町長の方がそれで、その調査結果について問題ないと判断した場合につきましては、このいじめ問題調査委員会を招集して追加調査を行うことはないということでございます。

嶋田委員 過去に教育委員会が調査して、世間の理解を得られなかった、ほんで市長なりが第三者委員会を設置してやられたと、そういう感覚でええわけですか。

教委総務課長 この根拠となっております、いじめ防止対策推進法につきましては、平成23年に発生した大津市のいじめによる自殺事件を受けまして、議員立法の方で成立した法でございまして、この際教育委員会のほう、また学校のほうの調査の方が不十分

であったという社会的な批判があつて、そこで首長部局の方が直接調査を行ったという事案の方を参考とされて、この法律が成立されたということに基づきまして、このたてつけとなっているというものでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 ちょっと教えてほしいんですけど、(2)のいじめ問題対策審議会、これ質疑を聞いてても、中心的な役割を果たす審議会かなと私は認識させていただいたんですが、委員が5人以内で、ここに法律、医療、この辺はなんとなくわかりますねんけど、その後心理、福祉、教育ってこの辺の専門家っていいですか、有識者ですね、これ具体的にどんな方になるかちょっと教えてください。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 心理におきましては公認心理師の資格を有する方であったり、福祉、教育につきましては、大学の、特に教育を専門的に指導されている大学教授を想定をしております。

伴委員 これはやはり当町にお住いの方がなられるか、それはそんな感じの今の話であれば、結構広域で募集されるのかなというかんじは、そのあたりはどうですか。

教委総務課長 斑鳩町のお住まいの方に限定するものではなく、広くこの分野について精通されている方を委員としてお願いをさせていただきたいというふうに考えております。

副委員長 ほかにございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 今回の質問でふと感じたんですけども、斑鳩町だけの人間ではないということで、それでしたらこれ日額8千円とか書いているんですけども、交通費というのは発生してこないのかなと思ったんですけど、その辺をお願いします。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 費用弁償につきましては別途その額についてお支払いをさせていただくという形になります。

副委員長 ほかにございますか。 中川議長。

議長 いじめ防止対策推進法、平成25年法律第71号とあるねんけど、12年前にできた法律やねんけど、当町で今、協議会を設置する、条例を設置しようと思ったきっかけってあるんですか。なぜ今なのかというのを教えてください。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 全国的に今いじめ重大事態の発生が増加傾向にございます。こうした中、国が策定しておりますいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに即して、詳細な事実関係を確認して、学校が当該重大事態や対象児童生徒の支援にどのように取り組めばいいのかということ、また同様の事態を二度と発生させないためにどのような対策が必要かということを検討していくことが求められております。そうした中、斑鳩町につきましても、いじめ防止基本方針の方を策定をしております、この改定にあたりまして、やはりこういった第三者機関であったり、平時からいじめ防止に関する関係機関の連携を行っていくことが必要であるだろうという内部の議論になりまして、今回この条例の方を上程させていただいたという経緯でございます。

副委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第49号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓税務課長。

税務課長 改めまして、おはうございます。

それでは、議案第49号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

税務課長 本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

この条例改正は、地方税法に規定されている目的税である入湯税を導入するため、所要の改正を行うものであります。

はじめに、1の主な改正内容です。(1)の入湯税では、①の入湯税の創設として、はじめに、納税義務者については、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税します。

次に、税率は、入湯客1人1日について150円とします。なお、この税率は標準税率を適用してまいります。

次に、課税免除についてですが、次に掲げている人に対して入湯税を課さないこととします。アといたしまして、年齢12歳未満の人、イとして、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人、ウとして、町が町民に利用していただくことを目的にした施設に入湯する人、エとして、いわゆる日帰り入浴について、1000円以下の料金を負担して入湯する人、オとして、修学旅行など学校教育上の見地から行われる行事に参加する人並びにその引率者及び介添者としています。

次に、徴収の方法は、特別徴収の方法により徴収します。

次に、特別徴収の手続については、特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならないこととし、毎月15日までに、前月分について必要事項を納入申告書により町長に提出し、その納入金を納入します。

次に、帳簿の記載義務についてですが、特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならないことといたします。

続きまして、2の施行期日についてですが、本改正については、令和8年1月1日から施行いたします。

以上をもって、説明とさせていただきます。

委員みなさま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回のこの条例制定ですけども、呉竹荘さんがホテルをオープンするのにあわせての設置かなというふうに思うんですけども、入湯される場合には入湯税を払ってくださいということですけども、以前は大浴場みたいな形で設計されていたのが、今もう1棟建てになって、そこに今お風呂はセットされていると思うんですけど、そうすると宿泊に来たら入るものだというので入湯税は取るのか、宿泊するけど入らへんという人がおったりしたら、どうなるのかなとちょっと思ったんですけど。

副委員長 真弓税務課長。

税務課長 実際の徴収につきましては、宿泊料とあわせて業者さんのほうでしていただくということになりますので、そこでの話になると思いますけど、個別に入る入らないというところをどう確認するかというところは現場にお任せするしかないところですので、そういった事実があれば当然納税ということになるかと思います。

木澤委員 わかりました。それは運業者さんの方で確認していただくということですね。  
あと、町民の方が対象にならないような課税免除の規定を設けてくれてはるのかなというふうに思うんですけど、実際に町が行っている、例えばいきいきの里のお風呂の分ですとか、それは対象にならないということなんですね。

税務課長 まずは鉱泉浴場かというところでございますので、現在の状態では課税になることはございませんけど、仮にあそこが温泉になったと、なった場合でも、このウに

あたるところですけれども、町が町民に利用していただくことを目的に設置した施設にあたりますので、その場合は課税はしないということになります。

副委員長 ほかにございますか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、例えば1泊2日で宿泊された場合に、1日と数えるのか、2日と数えるのか、そこらへんはどうですやろ。

副委員長 真弓税務課長。

税務課長 1日の数え方ということだと思うんですけど、通常温泉宿とか行かれた場合に、その場所の税率によりますけども、その1回分の納税だと思いますんで、そういった形の1日という取り方と考えております。

嶋田委員 その場合やったら一人1日につき150円と、これは一人一泊につき150円とするべきではないのかと。

税務課長 宿泊だけを想定いたしますとそういった記載になるかと思えますけども、日帰り入浴等も想定した書き方ですので、1人1日という書き方となっております。

嶋田委員 であれば1泊されたから、2日になるのと違いますか。

税務課長 さきほど1泊、1日の捉え方というところだとは思いますが、チェックインされてチェックアウトされるそこまでを1日と捉えていると思えますんで、そういうことでの1日というふうにとらえていただきたいと思えます。

副委員長 中川議長。

議長 呉竹さん、さっき木澤委員言ったように呉竹さんがオープンされるにあたってかなということで、鉱泉浴場、あそこの法隆寺で掘って温泉が出てきた、というものじゃなしに、奈良のパークホテルから運んできた鉱泉を鉱泉料として取っていいと

いう認識でええの。

副委員長 真弓税務課長。

税務課長 あくまでこの入湯税といいますのが、鉱泉浴場において入湯行為に対してということになりますので、温泉成分を持った、温泉としてのお湯を使っていますよというところに入ったということに対して課税になりますので、運搬であっても課税できるということになります。

副委員長 これをもって、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第50号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 改めましておはようございます。

議案第50号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教育次長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村が条例を定めるうえで参酌基準となります、放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準の一部が改正をされましたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものでございます。その改正内容につきましては、本条例において、児童福祉法を引用する条項について整理を行うものでございます。

今回、児童福祉法の施設職員等による児童等虐待の防止等に関する規定が改正をされまして、児童等虐待の定義の規定の第1項のみでありました児童福祉法第33条の10に、各事業及び各施設等を所管する行政庁の規定等こちらのほうが新たに第2項及び第3項の条文が設けられたところでございます。

つきましては、議案書1つ前のページでございます新旧対照表においてお示しをしておりますけれども、児童福祉法第33条の10第1項の各号の規定を引用する規定におきまして、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に表記を改めるものでございます。

続きまして、2. 施行期日でございます。本条例は公布の日から施行してまいります。

なお、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、ご容赦いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、議案第50号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 伴委員。

伴委員 これは児童ですので小学生かなと。学童保育で考えて、学童保育の教室というふうに考えていいでしょうか。

副委員長 本庄教育次長。

教育次長 ただ今、委員おっしゃられましたように、町立の学童保育室、また民間でいいますと、こちらの元気クラブのほうも同じく放課後児童健全育成事業をされておりますので、両施設が対象となってくるとご理解いただければと思います。

副委員長 ほかにございますか。

( な し )

副委員長 これをもって、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政 それでは、議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につき  
課長 ましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

政策財政 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

課長 まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第14款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、第5目 教育使用料で、学習支援事業の申込者数増加に伴い、9万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて5,665万円の増額をお願いするものであり

ます。

次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、私立保育所等に対する延長保育実施事業の補助について、配置基準改善加算が追加されたことや、子どもと親のフリースペースくるむ利用者数増加に伴い、事務従事時間を増やすことにより、あわせて49万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金では、第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて2,832万5千円の増額、第4節 保険基盤安定負担金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、64万1千円の増額をお願いするものであります。

11ページから12ページをお願いいたします。

第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金では、第2節 児童福祉費補助金で、国庫補助金と同様の理由による子ども・子育て支援交付金の増額その他、ひとり親家庭等医療費や子ども医療費の助成、また、私立保育所等に対する障害児保育事業の補助がそれぞれ当初見積りを上回ることにより、あわせて1,006万円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、97万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、奈良県広域水道企業団への職員派遣において、本年の人事異動等による人件費の補正に伴い、67万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、第1目 総務債で、地方税統一QRコードを活用した納付に対応するためのシステム改修について、地方交付税措置のある町債を活用することから、250万円の増額、第2目 民生債で、予備費にて緊急対応しました、斑鳩東学童北保育室における空調設備改修について、地方交付税措置のある町債を活用することから、330万円の増額、第6目 消防債で、デジタル防災行政無線システムにおける、Jアラートの新型受信機やJアラート受信機専用衛星アンテナの整備等について、地方交付税措置のある町債を活用することから、770万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。13ページから14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年の人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目におい

て計上しております。

主な歳出の内容について、ご説明いたします。

はじめに、第1款 議会費、第1項 議会費では、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と、会計年度任用職員の増員等に伴い、会計年度任用職員報酬1,642万9千円の増額、会計年度任用職員時間外勤務手当7万2千円の増額、第5目 財産管理費で、物価高騰により、役場庁舎の燃料費、光熱水費あわせて325万6千円の増額、第6目 企画費で、基幹業務システムの標準化対応に伴い、職員の業務用端末の追加設定が必要となることから、709万8千円の増額、第10目 防犯対策費で、町が管理する誘導灯や自治会が管理する防犯灯の電気料金の高騰により、あわせて61万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 徴税費と、15ページから16ページにお移りいただきまして、ページ中段の第3項 戸籍住民基本台帳費では、それぞれの費目におきまして人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて80万4千円の減額をお願いするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。

第2目 国民年金事務取扱費で、人件費の補正、第3目 老人福祉費で、高齢者優待券及び高齢者外出支援タクシー券の交付を受ける方の利便性の向上を図るため、交付方法について、窓口交付から郵送による交付に変更することから、あわせて72万6千円の増額、第5目 医療対策費で、歳入で申しあげました子ども医療費の助成などが当初見積りを上回ることから、あわせて856万円の増額、第7目 障害福祉費で、歳入で申しあげました障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて1億1,330万円の増額、第9目 介護保険事業繰出費で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護給付費が当初見積りを上回ることに伴う繰出として、あわせて2,006万2千円の増額、第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、電気料金の高騰等により、100万円の増額、第11目 後期高齢者医療費で、歳入で申しあ

げました、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出として、85万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、19ページから20ページにお移りいただきまして、人件費の補正と、歳入で申しあげました私立保育所等に対する延長保育実施事業の補助について、配置基準改善加算が追加されたことや、障害児保育事業の補助が当初見積りを上回ることから、私立保育所運営費補助金607万5千円の増額、第2目 保育園費で、人件費の補正、第4目 学童保育運営費で、支援員・補助員の配置人員や勤務時間が当初見積りを上回ることから、あわせて818万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、21ページから22ページの上部にかかけまして、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第2項 清掃費では、それぞれの「目」において人件費の補正と、第2目 塵芥処理費で、ごみ収集車等において、架装設備不良などの当初想定していなかった大きな故障が生じたことから修繕料270万円の増額、令和8年度から生駒市で可燃ごみ処理を行うにあたり、既存排出コンベアの高さ調整等のための工事費や、可燃ごみ運搬業務の委託業者による運搬車両の調達等のための委託料として、あわせて1,987万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費と、23ページから26ページにかかけましての、第6款 商工費、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、それぞれの費目におきまして人件費の補正をお願いするものであります。

次に、25ページから26ページでございまして、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で人件費の補正、第2目 下水道費で、下水道事業会計における人件費の予算補正に伴う補助金等として、あわせて2,061万1千円の減額をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、歳入で申しあげました、デジタル防災行政無線システムにおける、Jアラートの新型受信機やJアラート受信機専用衛星アンテナの整備等を、奈良県の防災ネットワーク再整備にあわせて行うことから、770万円の増額をお願いするものであります。

27ページから28ページをお願いいたします。

第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、人件費の補正

と、歳入で申しあげました、子どもと親のフリースペースくるむ利用者の増加に伴う、事務従事時間の増加により、会計年度任用職員報酬6万7千円の増額、スクールカウンセラーの勤務条件の変更により、社会保険料等31万1千円の増額、歳入で申しあげました、スクールサポートの申込者増加に伴い、学習支援員を増員したことから、学習支援員講師謝金38万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、講師の任用を予定していましたが、応募がなく、任用できなかったことから、第2節 給料と、第3節 職員手当等、また第4節 共済費をあわせて1,074万9千円の減額、猛暑等の影響で電気や水道の使用量が増加したことにより、光熱水費646万4千円の増額、斑鳩西小学校ランチルームの空調設備の経年劣化に伴い、機器を更新することから、空調設備更新工事490万円の増額、第3目 保健体育費で、斑鳩東小学校のプールにおいて、ろ過器の既設配管から漏水していることが判明し、配管工事を新たに実施することから、107万8千円の増額をお願いするものであります。

29ページから30ページをお願いいたします。

第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、猛暑等の影響で電気や水道の使用量が増加したことにより、350万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、人件費の補正、講師の勤務時間の増加により、会計年度任用職員報酬239万1千円の増額、育児休業等の職員の補充人員について、現在、人員派遣会社を通じて確保しており、継続して確保する必要があることから、幼稚園講師派遣業務委託料33万円の増額をお願いするものであります。

次に、第5項 社会教育費では、第1目 社会教育総務費で、人件費の補正、第6目 文化財活用センター管理運営費で、専門員の任用や会計年度任用職員の配置換え等により、31ページから32ページの上部にかけて、あわせて119万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6項 保健体育費では、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費で、中央体育館駐車場時計塔を修理することから、84万8千円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、7,136万6千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費についてであります。第8款 消防費、第1項 消防費デジタル防災行政無線システム整備事業において、本年度末までの完了が見込めないことから、770万円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第3表 地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、基幹業務システム改修事業で限度額250万円の追加、学童保育室改修事業で限度額を400万円に増額、防災基盤整備事業で限度額を1,910万円に増額をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政課長 以上で、議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申しあげます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、さきで開催されました建設常任委員会、厚生常任委員会で、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 14ページのところでちょっと確認させてほしいのですけれども、会計年度任用職員さんを採用されているんですけど、それはどういった理由で採用されて、何人採用されてどういう配置をされたのか教えてもらえますか。

副委員長 松岡総務課長。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、予算想定ののちの退職であったりですとか、組織維持のための人員の欠員補充の意味合いもございますし、また突発的な病気休暇、休職等への対応に係るものでございます。配置人員については、詳細の資料現在持ち合わせておりませんので、お答えを差しひかえさせていただきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

木澤委員 欠員補充ということで理解しておきます。あともう1点28ページのところの小学校費で、もともと講師の採用を予定していたけど、応募がなかったということなんですけど、これはどのように対応されたんでしょうか。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、昨年度少人数学級編制、30人学級編制のために、フルタイムで2人、会計年度任用職員として任用しておったんですけども、どちらも県費のほうの講師の方に登録をされたということで、今年度町費としては継続しないということになりましたので、募集をいたしましたけれども、応募がなかったということでございます。これにつきましては少人数加配ということで、パートタイム会計年度任用職員さんをそちらのほうに配置をして少人数指導対応で現在行っている状況でございます。

副委員長 ほかにございますか。 伴委員。

伴委員 14ページの下から4つ目ぐらいの需用費の燃料費光熱水費、補正予算あがっているんですが、他のところでも同じような感じで燃料費というのは出ているんですけど、光熱費と燃料費、これだけほかのところは光熱水費だけなんですか、燃料費、油は燃料費、電気のやつが光熱水費とこう考えていいわけでしょうか。

副委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 おっしゃるとおりでございます。役場の庁舎の重油の関係を燃料費で補正予算の方を計上させていただいているところでございます。

伴委員 思っているとおりやなと。これ実際のところ役場の庁舎以外のところも入っている、財産管理費とかに入っている、なぜかといいますと、他のところやと総合福祉会館とこで100万円、そして学校関係で結構大きな金額で電気代が入っている、

クーラー等がからんでいるやろうなど、こう思っているんですが、実際この14ページのやつはホールとか、そのあたりも、ホールとかは全然補正には入っていないわけでしょうか。

安全安心課長 役場の庁舎のみということでご理解いただければと思っております。今、計上させていただいているのは役場の庁舎のみということでご理解いただきたいと思えます。

伴委員 学校関係と、総合福祉会館のほうは出てる。だけど他のやつは他の施設で出たり出なかったり、タイミングとかこのあたりどうなっているのかな。また、今まで費用がかさんできて、当初予算より増えてきているというのはわかるんですけど、これは3月まで、来年の3月まで、もしこの補正予算の、もしこのままでいけばいいのか、このあたりもちょっと教えてほしいんですけど。また補正というのが。急激に変化あれば補正はあると思うんですけど、今の見積りでいけば3月の末までいけるものか、そのあたりもちょっとお願いしたいです。

安全安心課長 見積りにつきましては、3月までの金額を想定いたしまして、補正のほうあげさせていただいているところでございます。

副委員長 ほかにございますか。

( な し )

副委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）陳情第２号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についてを議題とします。

議会事務局長の説明を求めます。 福田議会事務局長。

議会事務  
局長

おはようございます。

それでは、陳情第２号 斑鳩町下司田池の「消防水利」について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務  
局長

２枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情の趣旨につきましては、１．池に消防水利の標識があるため、減水せず一定の水量を確保すること。２．消火栓が使えない場合の消防用水として、洪水吐等を修理すること。３．池は広域消防組合等の計画に含まれていないことから、広域消防組合に届出を出すこと。また、「消防水利」の標識を誰が立てたかを調査すること。４．池の東堤ボーリング調査は十分ではないため、再調査すること。５．斜面に木が繁茂して、斜面の土が落ち、木が倒れかかっているため、木を伐採すること。

以上の５項目の内容について、検討、確認の上、回答をお願いしたいとこのことです。

以上、簡単ではございますが、陳情第２号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

副委員長

続いて、本陳情については、町にも陳情がでておりますので、斑鳩町下司田池の消防水利について、理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

それでは、下司田池の消防水利としての位置づけについてということでご説明をさせていただきますと思います。

下司田池の消防水利としての位置づけにつきましては、奈良県広域消防組合の指定消防水利には指定しておりません。旧西和消防組合においても同様に指定実績は

ございません。

これは、ため池の性質上、渇水期や農繁期等により必要水量の常時確保が困難となる場合があり、消防水利の指定基準が求める「常時の取水可能性や所要水量・アクセス性等の条件」を安定的に満たしにくいためでございます。

現地に「消防水利」の標識が設置されていることについては確認をしており、斑鳩町が設置者と推測をしておりますが、設置時期は現時点で特定に至っておりません。引き続き設置経緯を確認し、必要に応じて標識の表示内容の是正等を行いたいと考えております。

副委員長 説明が終わりましたので、委員皆様の質疑又はご意見をお聞きします。  
木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させてほしいんですけども、消防水利としての位置づけを課長のほうから言っていただきましたけども、この陳情書の中にですね、消防法の20から21条によるという表記があるんですけど、これがどういう内容なんでしょうか。

副委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 消防法の20条につきましては、消防に必要な水利基準が勧告されております。  
課長 20条の第2項におきましては、必要な水利は、市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。という形で消防水利の規定をしておりますが、現の消防水利に指定されているものについては、奈良県広域消防組合においては消火栓と防火水槽が消防法20条に定める水利に当たると理解しているところでございます。  
消防法21条では、下司田池の関係の指定のものがございまして、消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。ということで、この下司田池につきましては、他の町内のため池につきましても、消防庁が指定する指定水利には指定されていないという形でなっております。

木澤委員 これ縷々ご要望は陳情は、項目ごとにされているんですけども、町の方としてで

ですね、町長の施政方針の中で、下司田池について今後の整備の方向性を明らかにされているんですけど、その方向性を確認させていただけますでしょうか。

安全安心  
課長

本年9月、下司田池に隣接します幸進町・小林ハイツ住宅・旭ヶ丘の3自治会において、同池の整備にあたり求める機能に関するアンケート調査を地元で実施されたところでございます。

その結果、各自治会の住民からは、防災機能および公園機能に対する要望が高いことが確認されたところでございます。

これを受けまして、自治会では10月1日付で、下司田池を防災機能を備えた公園として整備することを求める要望書が、3自治会の自治会長様連名で町のほうに提出されましたところでございます。

本町といたしましては、これらのご要望も踏まえまして、災害時の安全確保と平常時の利活用の両立を図る観点から、議会の初日の町長の施政方針でも申しあげましたように、下司田池を防災機能を備えた公園として整備する方向で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

木澤委員

いろいろこういうふうに、現状の池の状態を修復することで、消防水利として確保してほしいというご要望だと思うんですけども、かかる費用なんかを考えていきますと、地元の合意を得られている、そうした形で整備していただく方が合理的ではないかというふうに考えますし、防火水槽なんかも設置されるということであれば、一定の火災にも対応できると思いますし、倒壊の危険を考えますと、住民の皆さんに安心していただくのが大事だというふうに思いますので、この陳情につきましては私はもう不採択にしてですね、町の方針の方向で整備していただくのがいいのかなというふうに思います。

もう1点確認させていただきたいんですけど、今、池の管理をされているかと思えますけど、チェックシートみたいなやつがあるんですかね。それがどんなもので、チェックするのに問題がなければ○、問題があれば×と印を記入するようになっているんですけど、町がチェックしているシートを陳情者の方は持ってこられて、チェック、レ点が入っている状態で、○か×をつけるとなっているのに、そういうチェックの仕方をしていることに疑問をもってはったんですけども、それはどういうふうになっているんでしょうか。

安全安心課長 偶数月には町の職員が現場へ赴きまして、県が定める項目の、下司田池に該当するチェック項目を作成いたしまして、2か月に1度現地で確認しているところでございます。

今、委員おっしゃっていただいた本来担保できているというかたちであれば○をすることで我々、職員が間違っておりまして、○がレ点、チェックしたというところで、その表の方にもちゃんと○印をすることと書いているんですけども、申し訳ございません、認識間違いで○をすることでチェックしていたというところをご指摘いただいているのかなというふうに考えておりますので、今月また偶数月になりますので、そちらのほうからチェックシートの書いている欄の通り、チェックシートのほう作成してまいりたいと考えておるところでございます。

このチェックシートにつきましては、令和2年の6月の農林水産省農林振興局整備部防災課のため池管理マニュアル及び、令和3年5月奈良県、食と農の振興部農村振興課管理マニュアル、ため池パトロール用を参考に、本町の日常のチェックリストといたしまして、作成をしたところでございます。

木澤委員 チェックの仕方についてはまた是正していただきたいと思いますが、もう1回確認しますが、消防水利としての確認をするためのチェックシートではないということですね。

安全安心課長 おっしゃるとおりでございます。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員 一昨年でしたかね、これ陳情がでてきて、その時の説明では3町の自治会の意見を聞いてるところだと。いろんな意見があって、まだ集約できてないんやということで、最終的に町長が、この池は地震が起きた場合に液状化する恐れがあるから、水をはった液状化を抑えるために今のような状態にしたという説明を受けたように思います。それから今回、町長の施政方針演説で公園にすると、防災機能を兼ねた公園にするという演説がありました。その間、町としては現在の状態から防災機能を備えた公園にするという結論に至った。その経緯、当委員会には一切知らされて

なかって、今回の定例会で今言った町長の施政方針演説になったと。この陳情については議会の方はまるっきり知らなかった、知らなかったというのは公園にすることとは聞かされてなかった。そやからこれ付託して、委員会に付託したわけなんですけども、それ以前に聞いていたら、町の方針をです、聞いていたら、これが付託するかどうか、付託しなかったかもしれない。そういう意味では町の説明が当委員会に全然伝わって来てなかった。それは遺憾に思います。今回の町長の施政方針演説で、公園にすること、私らが良とすればこれは不採択ということになってきますんで。そこらへんがネックというか微妙なところですね、そやから町長の施政方針演説の防災機能を兼ねた公園にするという説明をちゃんとしていただきたい。先程担当課から説明はありましたが、町長の口からですね、ちゃんと説明していただきたい、このように思います。

副委員長 中西町長。

町長 私の方からということでございます。さきほども担当の方からも説明させていただきましたように、各地域からですね、整備の声が多く出ているなかでございます。その中でですね、以前から地元等とも公園等にしていこうというかたちの話させていただく中でですね、今回私の施政方針としてですね、これはやっていきたいということで決めさせていただきあげたわけでございます、そのへんはご理解いただきたいと思います。

副委員長 伴委員。

伴委員 今回の議論聞かせていただいて、私も当委員会で陳情があつてからこれについては説明は僕としても記憶ないです。ただ、同僚議員の一般質問でこのテーマがあり、その時に防災公園というような回答を得た記憶があります。やはりそういう流れになっているのであれば、総務委員会でもこの陳情が出る前に一般質問後にそういう説明、そういうものがあれば、今の議論にはなっていないかなというように思いますんで、そのあたり今後、大きな事業、方向性を決める事業についてはやはりそういうような形で総務委員会にも一定の説明をしていただければと思います。これ、副町長どうですやろ。

副委員長 加藤副町長。

副町長 委員おっしゃるように、昨年度の下司田池の堤体が耐震不足ということで、議論が、特にどういった形で進めるかというのが始まっております。その中で緊急的に減水管理する中で、地元の意見を伺いながら、これまでこの下司田池についての対応について庁内についてもいろいろ検討させていただいたところがございます。それと、今、伴委員、嶋田委員おっしゃっております前回の議会の一般質問の中でそういった答弁をさせていただいておりますので、もう少し地元からの意見も吸い上げながら、庁内としてまとめてきたつもりではございますが、やはり担当常任委員会でそういった対応、丁寧に詳しく説明するべきだというふうに考えておりますので、改めまして、今回町長の方が施政方針で下司田池については防災機能を持った公園にするということを述べられておりますので、そういった観点から十分に事業の実効性等もふくめまして、検討を今現在、進めさせていただいておりますので、改めましてまた来年度等、予算措置していく必要もございますので、そのあたりはまた年明けにはなりますけれども、担当常任委員会の方でまた改めて説明をさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくご理解のほう賜りたいと思います。

伴委員 今、説明があり今後の方針、町長、副町長、担当からも聞いて、今後の推移っていいですか、どういう形で動いて行かれるのか、そのあたりも注目させていただきます。

あとですね、この原点となって、消防水利の標識ですな、これやっぱりややこしくしている元やと思いますねん。最後に課長からの説明でも是正処置をとっていきたいと、この是正処置というのは、具体的に、私はこの看板の撤去やろなど、私は判断したんですけど、そのあたりどうですか。

副委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 端的に言えばそういう形で、その方向を見出していきたいなというふうに考えているところがございます。

伴委員 今、この話を、町内でもほかにも同じような消防水利の看板立ってまんねやろか。あまりみかけませんねんけど、昔はあったように思います。ほうぼうの池にこの消防水利、ただ、時代の流れでここだけ残っているような感じはするんですが、そんなたいそうなものと違う、表現が難しいですけども、撤去するのが難しいものなんでっしゃろか、まあ言うたらほんならどけますわという感じにならんもんか、ちょっとそのあたり教えてください。

安全安心課長 本来ですと消防水利に指定したものが、今つけている消防水利の看板を、標識を設置しなければならないという形になっております。町内も多数ため池ございますが14か所ほど水利の皆様、水利組合の皆様にご協力いただいて、ため池のところに設置をしている看板・標識もございます。ただ、設置時期がいつかわからない状態で、現に視認できないような消防水利という標識もございます、こちらの方についても水利の方々も含めて協議をさせていただく形で今後取り扱っていきたいというふうに考えております。

伴委員 今のでわかりましたわ、やはりそういった実態と標識がずれておるように思いますんで、それを是正するという流れで、ちょっと時間かかるやつもあるかもわかりませんが、是正していただかんと、やはり根本はそこに、この陳情のあれがあると思いますんで、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

副委員長 ほかにございますか。 宮崎委員さん。

宮崎委員 この件については前からいろいろ出てきておりますけど、私は不採択でええかなと思います。住民さんの安全考えたら公園にされるのが一番いいんかなと思います。液状化とか言われて、維持費とか、その池のために斑鳩町の税金を使っていくということ自体がおかしんじゃないかなと私は前から考えていたんで、それはやはり地域の人、3自治会からそういう要望が出ているんやったら、これ何名で要望書出してはるのかわかりませんが、地域の人を重点に考えていただけたらなと思って、これは不採択でいいのかなと思って聞いてました、以上です。

副委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時27分 休憩 )  
( 午前10時28分 再開 )

副委員長 再開いたします。  
本陳情書について、委員皆さんのご意見は、不採択というご意見が多かったように思います。このことから本日。 嶋田委員。

嶋田委員 不採択って、休憩中の話やさかい改めてとらなあかんのと違いますか。

副委員長 本日、表決を行いたいと思います。  
それでは順番に採択か不採択か確認をさせていただきます。  
それでは、宮崎委員さんのほうから。

宮崎委員 私は不採択で結構やと思います。

副委員長 嶋田委員。

嶋田委員 不採択で結構です。

副委員長 木澤委員。

木澤委員 私も先ほど述べましたように不採択で。

副委員長 伴委員。

伴委員 不採択でお願いいたします。

副委員長 私、副委員長も不採択ということで。  
それでは、陳情第2号については、当委員会として不採択とすることでご異議ご

ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 陳情第2号については当委員会として不採択とすべきものと決しました。  
次に、2. 継続審査、(1) 学校教育環境についてを議題とします。  
理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、2 継続審査の(1) 学校教育環境についてであります。前回の委  
課長 員会以降、新たにご報告させていただく事項はございませんので、よろしくお願  
いを申し上げます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 宮崎委員。

宮崎委員 最近、テレビでもたくさん言っているんですけども、ちょっと報告いただきたい  
いんやけども、インフルエンザの関係ね、学校とか、学年閉鎖になったとか、いろ  
いろ耳にするんですけど、今、どういう、斑鳩町の学校って、今どういう状態に  
なっているのか、ちょっとそのへん、報告いただきたいんですけども。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 インフルエンザの状況につきましては、先月、11月におきまして、当町の小学  
課長 校・中学校・幼稚園のほうでも、学級閉鎖、また学年閉鎖のほうがございました。  
ただ、今、12月に入ってから、学級閉鎖がほうが生じていないということで、  
一定、斑鳩町のほうでは、少し落ち着きをみせてきている状況と、いうことで認識  
をしているところでございます。

宮崎委員 教育委員会、人数的にはだいたい把握しているということで、よろしいんですか  
ね。

教委総務 学級閉鎖の状況、また学年閉鎖の状況につきましては、都度教育委員会に報告が

課長 ありますので、今、手元のほうにちょっと数字のほうございませんけれども、その分については、こちらとしても把握している状況でございます。

副委員長 ほかにございますか。 嶋田委員。

嶋田委員 不登校児の集合場所っていうんですかね、くるむでしたか、それについてほとんど報告ないんですけれども、現在、どういう状態なんですか。

副委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 くるむにつきましては、令和5年度のほうに開設いたしまして、その際、3人の登録状況が続いて、なかなか利用者のほうが伸び悩んでおった状況なんですけれども、昨年末から今年度に入りまして、「すぐる」保護者連絡通知システムでももちまして、広く周知を行うことによりまして、現在、利用者の方が増えている状況でございます。現在、登録としては、13人が登録していただいている状況でございます。常時、3名程度の方が火曜日と木曜日、それぞれ通室をいただいているというような状況でございます。

嶋田委員 はい、わかりました。これ、くるむに来られている子が、普段どおり、学校に通学したという事例は、ないんですか。

教委総務課長 くるむに来ていただいて、その後、ちょうどくるむが昼までですので、その後、給食を食べに学校に行くという事例であったり、そのくるむにいつている以外の曜日については、学校にいつているというようなかたちで、学校のほうの登校傾向というのがみられるという状況については、みうけられる方もいらっしゃるということでございます。

嶋田委員 学校給食を食べに行かれるというのは、くるむで昼食はでないということだから行くんですか、それとも、弁当持ってこられてないから、行くんですか。

教委総務 学校の給食をやはり、食べたいというような気持ちになられて、そちらのほうへ

課長 行かれるというようなことになろうかということで、考えております。

嶋田委員 学校給食終わって、また、くるむに戻ってこられる、それとも、そのまま授業に参加される、どちらなんですか。

教委総務 くるむにつきましては、9時から12時が開室時間になってございますので、午後については開室していないということで、戻ってこられることはございません。

嶋田委員 くるむのね、最終目的はね、平常どおり学校に通われるようにすることではないかなと、僕自身は思っているんです。せやから、くるむに来られる子は、そういうふうな状態にもっていきのと、学力低下を阻むと、拒むと、そういうふうな趣旨でもってやっておられるのではないかなと思うんですけれども、その、現在の状態というのはどういう状態なんですか。

教委総務 現在、学びの場というのは多様になってきているということで考えております。今、学校に通っていただくというのは、一番目指すべきところもあると思うんですけれども、やはり学校に通うことが難しいという要因があるお子さまにとっては、やはり、居場所をつくるというのが大事なことだと考えております。

その居場所づくりとして、くるむのほうを運営しておりますので、そのなかで指導員とのかかわりあいを通じて、自分の好きな体験をそこでやると、いうようなことを通じまして、自己の表現の場、また、他者とのコミュニケーション、こういったことを通じて、また学校生活に戻ることができたら一番いいんですけれども、もうそれができなかつたとしても、コミュニケーションの場をとって、なんらかの学習機会を提供していくということが、くるむの目的のひとつではないかと、いうことで考えております。

嶋田委員 それだったらね、午前中だけでええんですか。9時から12時まで、それだけでええんですか。今、課長言われているような、多様性でもっていろんなことをするんだったら、ほぼほぼ1日、くるむに来てもらう、おっていただく、そういう感じのほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

副委員長

山本教育長。

教育長

今、委員のほうからご指摘もいただいたところなのですが、文科省および専門家の方々は、不登校もひとつの生き方というひとつのすじがございます。委員がお述べのように、やはり学校へいけないお子さんが、家から一步もでることができない、いろんなおこさんが多様ななかにいるんですけども、このくるむは一步も家からでることができないお子さん、このお子さんだけじゃなくて、この父兄のかた、ものすごく疲れている、この状況をなんとか打開したい。突破したいというのが、大きな、ですから、親と子のフリースペースというかたちの名前をつけさせていただいたんですが、そこで今委員お述べのように、終日をもってくるのか、子どもたちは終日となりましたら、頑張ってきてますので、熱量が下がってしまいます。つまり、エネルギーが下がりますので、昼から追加するという部分が、子どもたちが、明日からまた不登校の状態に陥ってしまうということも懸念するんです。

ですから、一足飛びに一日というのではなくて、半日というスパンで、今、委員お述べのように、今2日間ですけれども、それを3日にしていきたいと、徐々に午前中の分を増やしていきたいと、状況によっては1日ということも視野に入れて、当然、考えていきたいと思っています。ただ、子どもたちを無理させてしまいますと、また不登校状況に陥って、くるむにもこれない、学校にもこれない、家でひきこもってしまう、そしてうつ病になってしまう。この方程式だけはなんとか、打開したいと思うのが一番でございます。

さきほど、課長のほうからお答えもさせていただきましたけれども、斑鳩のくるむの特徴として、午前中ですので、午前中くるむにきたお子さんが、小学校へ行って、午後受ける。つまり、終日、家を出て、くるむと学校を連携させてやっている、こういうところはほとんどないんです。終日してしまいますと、学校が遠ざかってしまうというのもあるんですね、ですから、午前中することによって、午後、学校に行く、最終的には学校に戻したいというのは、一義的な願いでもありますので、そのところで、ちょっと思案しているのが現状です。今のところは、午前中で日にちを増やしながらか、子どもたちのストレスも、こちら臨床心理士をかかえていますので、話をしながらすすめていきたいと、状況によっては、終日ということのもありえるかなとは思いますが、当面の間、午前中で日にちを増やしたい、そのように思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

嶋田委員 はい、わかりました。私の子どももね、不登校で3つきほど学校には行ってなかったです。その時に、私と家内が、とにかく学校へ行けということで、もう泣きながら、学校へ行かせたこともありました。せやけど、卒業式のある日に、子どもが、よく学校へ行かせてくれたと、ちゃんと望みの高校へも入れた、友達もいっぱいできた、ありがとうと言ってくれました。せやから、僕が言っているのは、一面的なことかもしれませんが、学校生活を学ばすということが最終目的で考えていただいたらいいのではないかなと、僕自身はそう思います。

副委員長 継続審査については、一定の審査を行ったということで終わります。  
次に、3. 各課報告事項を議題とします。  
理事者側から報告しておくことはございませんか。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 それでは、安全安心課から1点ご報告を申しあげます。  
消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。  
斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日から同月30日までの3日間実施をいたします。  
また、年末特別警戒にあたり、団員の士気高揚をはかるため、初日の28日（日曜日）、午後8時45分から役場地下大会議室及び正面駐車場において、年末特別警戒出発式を挙行いたします。  
また、令和8年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日（月曜日）、午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。  
議長、副議長、総務常任委員会委員長におかれましては、公私ご多忙の中ではございますが、ご臨席賜りますよう何卒よろしくお願い申しあげます。  
以上、消防関係の年末年始の行事予定につきましてのご報告とさせていただきます。

副委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、政策財政課のほうから、物価高騰対応に係る重点支援地方交付金の追加交付についてご報告いたします。

ご承知のとおり、先月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策におきまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところでございます。

具体的な制度の詳細や交付限度額につきましては、現在、国会において審議されております令和7年度補正予算成立後に示されることとなっております。

今後、国から示される交付金の詳細を踏まえて用途を検討し、物価高騰にかかる家計や事業者への支援を速やかに実施するため、国の令和7年度補正予算が成立いたしましたら、専決処分による予算補正により、速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、物価高騰対応に係る重点支援地方交付金の追加交付についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

副委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 宮崎委員。

宮崎委員 今、あの、物価高騰の対応なんですけれどもね、各自治体でね、お米券というのを配っている、配らないといういろいろ情報いきかっているんですけれども、斑鳩町としてはどうするのか、その方向だけをちょっと教えていただきたいんですけれども。

副委員長 加藤副町長。

副町長 お米券につきましては、いろいろ報道等でもされてはいますが、一般的には、500円のやつが実際は440円でしか支払いができないということなんですけれども、斑鳩町としましては、そうした用途、たとえば斑鳩町でどれだけ、使える店舗があるかだとか、そういうところをいろいろ調査させていただく中で、最終的な決定していくということになります。具体的には、これまで斑鳩町では、実際、生活応援券というかたちで、一定、住民のみなさまにも定着したのもございます。それと、事業者にとっても、物価高騰対策を受けている事業者へ対しての影響というの、生活応援券というの、そのあたりを十分検討しながら、最終的に決めてまいりたいなあとというふうに思っております。

副委員長 木澤委員。

木澤委員 できるだけ早く、町民のみなさんに支給できるようにという思いはあるんですけども、以前は議会開くまでもなくても、事前にこういう内容やっていうのを、見せていただいていたと思うんです。国の交付金を使ってということですけども、町の財政からの持ち出しを使ってとか、いろいろなかたちがあると思いますのでね、ちょっとそれを、やっぱり、何らかの形で事前に見れるような形にさせていただきたいなど。よそやったら、臨時議会開いたりして対応していると思うんです。そこまで別にとは思いますけれども、ちょっとそのへんの対応はなんとか、考えていただけないでしょうかね。

副委員長 西巻総務部長。

総務部長 委員がどのような資料を、説明責任は、はたしていかないといけないと十分思っておりますので、ただ、時間的な制約もございますので、そのような兼ね合いのなかで、できる限り、対応してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

副委員長 他にございませんか。

( な し )

副委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。  
中川議長。

議 長 職員さんの兼務というか、今月、三室休日応急診療施設組合議会があるねんけど、うちの監査室の書記が、たぶん局長を兼務していると思うねんけども、休日診療所の各負担金、よその6町からもいただいて、そこにやっぱり、職員さんの給料も入っていると思うねんけども、兼務しててよその6町からは苦情でえへんのかな。  
副町長、そのへん、だいじょうぶでっか。

副委員長 加藤副町長。

副町長 前にも、議長のほうからご質問ございましたけれども、休日診療所のほうでは、それぞれの7町から、負担金等を受けているわけですが、たとえばそれを、斑鳩町のほうのなにかにあてがっているとか、休日診療所の支出以外の目的にはやっておりますので、実際のところ、来年度の予算の関係もあるかと思えますけれども、それはまた、休日診療所のほうで、基本的にはどういったかたちで、いったん当初予算の、あくまで予定になりますけれども、予定の段階で、どういったかたちにするかお決めになるとは思えますけれども、休日診療所のなかで、十分に説明をしていただいて、それぞれの7町の町長さん、構成町のほうにご理解をいただくように、説明のほうをしていただければというふうに考えております。

議 長 7町から、うちも入れて7町からの負担金を斑鳩町が使っているということを言っているんじゃないに、局長の給料も7町から出してますやんか、その出ている局長を、斑鳩町で監査委員書記として勤務してもうてますやん、それは問題ないんですかということやねんけど。

副町長 勤務はしておりますけれども、実際、休日診療所からの報酬というのは受け取っておりませんので、それについては、特段、問題ないかというふうに思います。

議 長 ほんだら、休日診療所の局長としての報酬はないということで、理解しといたらええの。

副町長 その通りでございます。

議 長 休日診療所の、火曜、木曜か金曜かの午後から、黒崎書記行ってくれてるやんか、それ、斑鳩町が負担しているっていう感覚やな。

副町長 ある意味そういったかたちにはなるかと思えます。

議長 　　まあ、うちが管理者。三室休日応急診療施設組合の斑鳩町が管理者なので、そこからきっちりと、新年度からは、局長は局長、書記は書記、というかたちで、きっちりとさせていただきたいなど、そのようお願いしておきたいと思います。

その点について、どうですやろ。

副町長 　　議長のご意見として、承りたいと思います。あと、また、人事上の関係ですので、ちょっとまだそのあたりは、十分検討させていただきたいと思います。

副委員長 　　他にございませんか。

（ な し ）

副委員長 　　ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

副委員長 　　異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

副委員長 　　異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

副委員長 これをもって総務常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

( 午前10時51分 閉会 )

